

川越市広報紙広告掲載業務仕様書

1 件名

令和5年度 川越市広報紙広告掲載業務

2 広報紙の概要

(1) 名称

広報川越（令和5年5月号～令和6年4月号の12回）

(2) 規格

A4版、月平均24ページ

発行部数167,000部程度

表紙・裏表紙：4色、その他2色刷り

(3) 発行頻度・発行日

月1回・毎月1日（臨時号等は除く）

(4) 配布期間

発行日前月の25日から3日間

(5) 配布エリア

市内全世帯及び市内の公共施設、鉄道各駅（8駅）など

(6) 配布方法

配布業者による各世帯への全戸配布及びその他各公共施設等への配送

3 広告代理店が行う業務の内容

(1) 広報紙に掲載する有料広告の広告主の募集・審査等に関する業務

(2) 広告の案の作成、修正、市へのデータ提出等の業務

(3) その他市長が指示する業務

4 広告の枠数、サイズ、掲載場所、掲載期間等

(1) 枠数

1号あたり5枠。（2色：3枠、4色：2枠）

(2) サイズ

縦49mm×横176mmを1枠とし、1枠を均等に2分割、3分割とすることも可能。

(3) 掲載場所

広報紙「催し・募集」の最下段（2色）及び広報紙裏表紙の下2段（4色）

※変更の場合あり

（4）掲載期間

毎月発行する定期発行号とし、広告主の申し出に応じ、複数号の申し込み及び掲載を認めることとする。

（5）その他

- ・ 広告を掲載する場所については、広報室と協議の上決定すること。
- ・ 掲載する広告業者、内容については、「広報川越」という川越市の顔というべき広報媒体であることから、発行元である市と協議し、了解をとること。
- ・ 広報紙の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するように努めること。
- ・ 広告の枠内の上部に縦5mm×横10mm以上の大きさに「**広告**」と表示すること（ゴシック体、太字）。
- ・ 広告には、内容についての問い合わせ先を必ず表示すること。
- ・ 市が広告枠数を追加する場合には、協議の上、対応すること。

5 広告の掲載基準

川越市広告掲載に関する要綱、川越市広告掲載基準、川越市広報紙広告取扱要領を遵守すること。

6 広告掲載の手続き

- （1）広告を掲載するときは、掲載を希望する広報紙発行日の2か月前の10日までに、広告案を提出し、承認を受けること。
- （2）広告案が承認されたときは、承認された広告案の完全データ（画像のファイル形式は、原則「AI」、「PSD」及び「PDF」形式とする。Illustrator及びPhotoshopのデータはCMYKカラーで作成、文字はアウトライン化すること。PDFのデータはCMYKカラーで作成し、文字はアウトライン化するかフォントを埋めこむこと。2色刷りの色については市が別途指定する）で広報室へ提出すること。
- （3）令和5年5月号の提出期限については、市が別途指定する。

7 広告料の納付

広告代理店は、市が指定する方法で2回払いとし、次の期日までに納付するものとする。

前期 令和5年5月1日

後期 令和5年10月31日

8 特記事項

- (1) 掲載された全ての広告の一切の責任は、広告代理店が負うものとする。
- (2) 広告を審査した結果、広告掲載不可となった場合、広告主に対する広告掲載不可の説明等については、広告代理店が誠意をもって行うものとする。
- (3) 市は、広告代理店が広告枠に広告掲載を行わないときは、広告枠に無料で記事を掲載する。
- (4) 広告の市ホームページ等インターネット媒体への掲載は行わない。

9 その他

本仕様書に明記されていないことについては、別途協議により定めるものとする。